３　河川計画調査官は、命を受けて、第四十七条第一号及び第四号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

４・５　（略）

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官八十八人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第九十条　北海道開発局に、用地官三人を置く。

２　（略）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官三十人以内を置く。

２　（略）

第九十八条　（略）

２　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ防災対策官一人を、札幌開発建設部に、流域治水対策官一人及び特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人、河川管理推進官一人及び特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

（略）	（略）
函館開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、防災課、工務課、築港課、農業開発課
小樽開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、防災課、工務課、築港課、農業開発課
旭川開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、防災課、治水課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
（略）	（略）

（新設）

３・４　（略）

（建設監督官）

第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官九十五人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第九十条　北海道開発局に、用地官二人を置く。

２　（略）

（開発専門官）

第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官二十七人以内を置く。

２　（略）

第九十八条　（略）

２　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部及び室蘭開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ防災対策官一人を、札幌開発建設部に、流域治水対策官一人及び特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、札幌開発建設部に、ダム事業対策官一人、河川管理推進官一人及び特定道路事業対策官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部及び留萌開発建設部に、それぞれ特定道路事業対策官一人を、札幌開発建設部に、空港対策官一人を、釧路開発建設部に、農業環境保全対策官一人を置く。

（略）	（略）
函館開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、工務課、築港課、農業開発課
小樽開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、工務課、築港課、農業開発課
旭川開発建設部	経理課、契約課、技術管理課、用地課、公物管理課、治水課、道路整備保全課、農業計画課、農業整備課
（略）	（略）